

# 相続税の計算のしかた

## 1. 「一定の額」と相続税

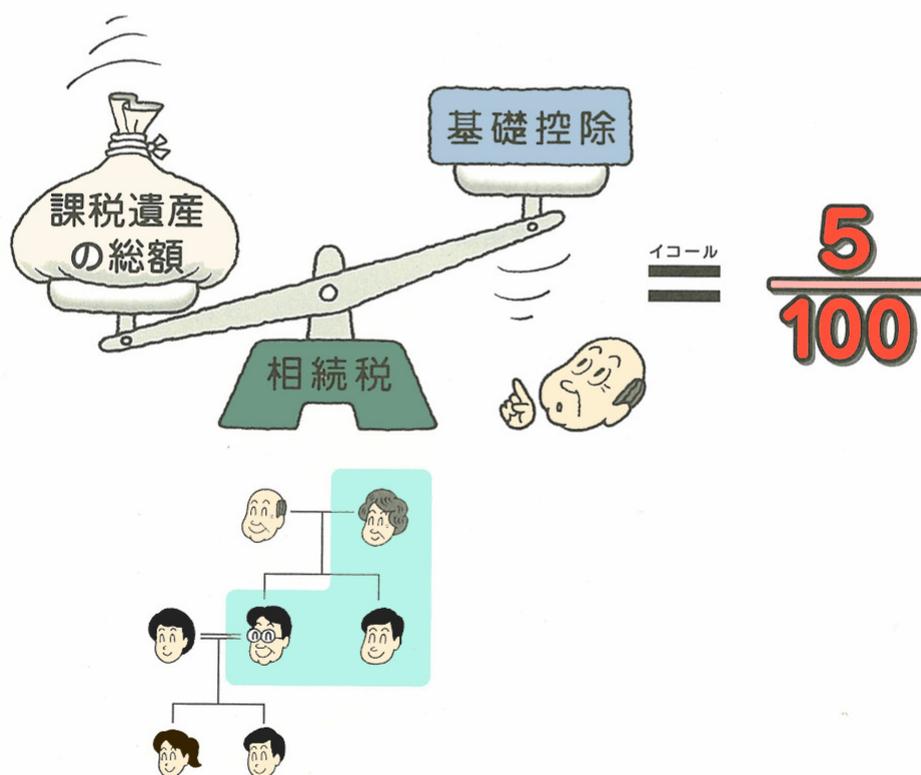
相続税は、人が死亡したとき、その財産が「一定の額」を超えている場合に、その超えた部分にかかる税金です。

「一定の額」とは、「基礎控除」と呼ばれるものです。例えば、夫婦と子供2人の4人家族で、「お父さん」が亡くなった場合の基礎控除は、

$$5000万円 + 1000万円 \times 3 = 8000万円$$

となります。

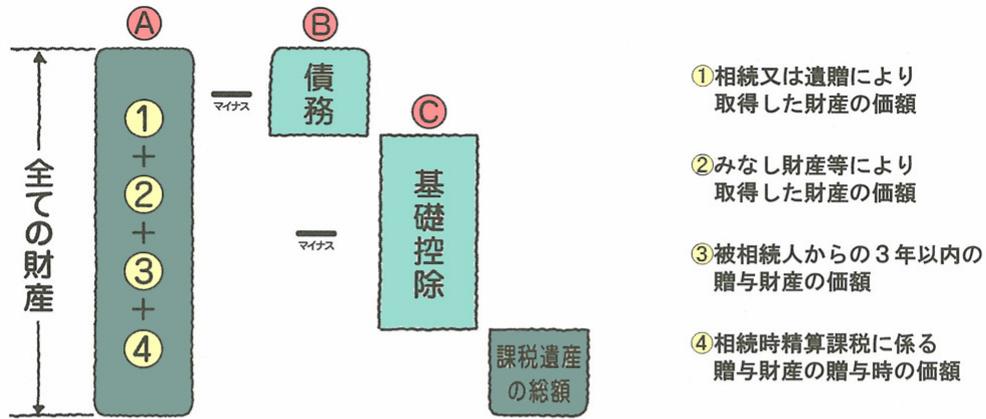
この8000万円を超えた部分が、相続税の課税の対象になります。次頁の「課税遺産の総額」と呼ばれるものです。



※基礎控除は「5000万円+1000万円×法定相続人の数」です。

上記の例で言えば、法定相続人の数は配偶者プラス子供2人で「3」となっています。

## 2. 相続税の計算方法



$$\begin{array}{r}
 \text{A} \\
 \text{全ての財産} \\
 \text{①} \\
 \text{+} \\
 \text{②} \\
 \text{+} \\
 \text{③} \\
 \text{+} \\
 \text{④} \\
 \text{-----} \\
 \text{B} \\
 \text{債務} \\
 \text{-----} \\
 \text{C} \\
 \text{基礎控除} \\
 \text{-----} \\
 \text{課税遺産の総額}
 \end{array}$$
  

$$\begin{array}{r}
 \text{A} \\
 \text{全ての財産} \\
 \text{-----} \\
 \text{B} \\
 \text{債務等} \\
 \text{-----} \\
 \text{C} \\
 \text{基礎控除} \\
 \text{-----} \\
 \text{課税遺産の総額}
 \end{array}$$
  

プラスの人	.....	$\frac{5}{100}$
マイナスの人	.....	$\frac{95}{100}$

課税財産の総額はいったん民法上の法定相続分で分けたものとして、相続税の総額を計算します。つまり、一家で負担する「相続税の総額」と呼ばれる金額を計算します。なお、ここで使う法定相続分は、計算上仮に使うだけです。実際その通りに遺産を分割する必要はありません。

一家で負担する「相続税の総額」が決まったら、その総額を各相続人が実際に相続した財産額の割合で按分します。これを「各人の算出税額」と言います。

最後に、各人の算出税額から、それぞれの状況に応じて配偶者控除や未成年者控除などを控除した額が、「各人が納付すべき税額」ということになります。

よく「俺は自宅土地だけもらえば良いので、それを相続した場合の相続税を教えてください」と質問されることがあります。そのときは「相続財産の全部が分からないと、自宅部分の相続税は計算できません」とお答えしますが、その理由は上記の計算方法にあります。

まず、全ての財産を合計し、そこから債務控除や基礎控除を引いて、課税遺産総額を計算します。さらに、それを法定相続分で相続したものとして個々の相続税を出し、その合計額を実際の取得分で負担するわけですから、ごく一部の相続財産にかかる相続税額だけを聞かれても、答えが出せないのです。